

監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求書の提出があり、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年5月26日

魚沼市監査委員 小島勝吉

魚沼市監査委員 星野武男

魚沼市職員措置請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 (省略)

2 請求の趣旨(原文のとおり)

魚沼市斎場建設事業の斎場外構等整備工事において、平成26年秋頃敷地に埋もれていた産業廃棄物が見つかった。この産業廃棄物は正規の手続きで処分されたものではなく、不法投棄されたものである。しかしながら魚沼市長大平悦子は、この廃棄物処理を進める目的で、平成27年第一回定例議会に、議案第44号として魚沼市外構等整備工事請負契約の増額変更を提案し、賛成多数で可決された。そのことにより、魚沼市は斎場敷地内で見つかった廃棄物の処理費用を支出できる事になった。

しかしながら、魚沼市は、斎場外構等整備工事において発見された廃棄物は、旧地権者の隠れた瑕疵によるものとして、旧地権者5名に対し処理費用を請求しており、処理責任が魚沼市に無いものと認めたものである。

これまでに、魚沼市は旧地権者に代わって廃棄物処理を実施する行政代執行の手続きも取っておらず、処理費用を一時的にせよ市の公金で支出することは違法である。

従って、魚沼市長大平悦子は斎場外構等整備工事業者に既に支払った工事請負費のうち、廃棄物処理に要した費用を魚沼市に返還するよう求める。

3 請求の受理

本件請求は、平成28年4月4日、魚沼市職員措置請求書の提出があり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象部局 魚沼市環境課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年4月27日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

3 監査対象事項

魚沼市が斎場建設事業用地として取得した土地について、工事掘削した際に地中から発見された廃棄物等の処理及び費用に関し、次の事項を監査対象とした。

- (1) 行政代執行の手続きを経ないで当該廃棄物を撤去処分したことが違法か。
- (2) 当該廃棄物の処理費用の支出が違法か。

4 監査対象部局の事情聴取

平成28年4月27日に、監査対象部局の以下の職員に対して事情聴取を行った。

- ・環境課長
- ・環境対策室長
- ・環境対策班係長

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

時系列に示すと以下のとおりである。

- ・平成25年8月6日～9月1日、土地所有者と斎場事業建設用地の仮契約を締結
- ・平成25年10月4日、平成25年第3回魚沼市議会定例会において、斎場事業建設用地の「議案第91号 土地の取得について」を議決
- ・平成26年7月4日、平成26年第2回魚沼市議会定例会において、魚沼市斎場外構等整備工事（1億5,552万円）請負契約の締結を議決
- ・平成26年7月23日、沈殿槽内汚水を確認した。県関係機関と協議、水質検査の実施
- ・平成26年8月5日～8月19日、工事掘削した際に地中から産業廃棄物（以下「本件廃棄物」という。）を発見後、8月29日、30日除去、構内に集積
- ・平成26年9月3日、県関係機関による立入検査（本件廃棄物の状況確認と処理方法について）
- ・平成26年11月13日～12月26日、前土地所有者に説明、聞き取り
- ・平成26年11月21日、市議会福祉文教委員会に説明
- ・平成26年11月27日、県関係機関による立入検査（本件廃棄物の管理状況確認）
- ・平成27年3月2日、市議会福祉文教委員会に本件廃棄物処理等に伴う魚沼市斎場外構等整備工事変更契約の内容説明
- ・平成27年3月20日、魚沼市斎場外構等整備工事変更契約（1億8,362万2,680円）を議決
- ・平成27年5月20日～6月9日、本件廃棄物（廃棄物混じり土）を搬出処理
- ・平成27年6月29日、前土地所有者に産業廃棄物が埋設された土地を売った売主の責任として、民法第570条に規定する瑕疵担保請求（27,784,115円）を行う
- ・平成27年8月28日、納入期限までに入金されないため、督促状を送付

- ・ 平成 27 年 11 月 20 日、魚沼市斎場外構等整備工事（第 2 回）変更契約を専決（8,972,640 円の減額）
- ・ 平成 27 年 11 月 30 日、魚沼市斎場外構等整備工事完了
- ・ 平成 28 年 1 月 25 日、魚沼市斎場外構等整備工事費精算払（最終）
- ・ 平成 28 年 3 月 18 日、瑕疵担保請求額の見直し（27,091,290 円）と催告

2 魚沼市環境課の見解

市は、魚沼市斎場建設事業用地として、平成 25 年 10 月 4 日に 5 人の前土地所有者と土地売買契約を締結して土地を取得している。その後、平成 26 年 8 月工事着手した際に地中から木質ごみ等が土砂と混在した状態で発見されたもので、その量は廃棄物混じり土約 310 トン及び沈殿槽内汚水は約 450 m³に及んだ。

発見された廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「産業廃棄物」に該当すると考えられたため、撤去処分等について以下のとおり検討した。

（1）本件関係者に対する撤去要請の検討

① 投棄者

本件廃棄物が不法投棄されたのであれば、投棄者が責任を負うべきであるが、その存在が確知できないと判断した。

② 新潟県知事による撤去の可否

廃棄物処理法第 19 条の 8 において、投棄者を確知することができない場合、都道府県知事自らが除去等を行うことができる旨が規定されている。また、県知事自ら除去等を行う行政代執行としては、投棄者を確知することができないことに加え、周辺生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に限られる。本件の廃棄物混じり土及び沈殿槽内汚水に関しては、新潟県南魚沼環境センターと協議をしたものの、周辺生活環境の保全上支障が生じる等のおそれがないため、該当しないと判断した。

③ 魚沼市が除去等をするものの妥当性

本件廃棄物の投棄者が確知できないことや県知事自ら行う行政代執行の要件に該当しないこと等から、本件関係者等に対しての撤去要請は困難と判断されたことに加えて、本件廃棄物を起因とする民法第 717 条に規定する「土地の工作物等の占有者及び所有者の責任」のある市が撤去することは、妥当かつやむを得ない措置と判断した。

その結果、廃棄物処理費の増工等に伴い、魚沼市外構等整備工事変更契約を議会議決のうへで本件廃棄物の撤去処分を行ったものである。

(2) 処理費用の検討

前記検討を踏まえ、現所有者である市が撤去したものであるが、その処理費用は、最終的に償還されるべきものと考えられたため、本件関係人に対してどのような法的主張が可能か、以下のとおり検討した。

① 投棄者

前記のとおり、投棄者が確知されない限り求償の実現性はないと判断した。

② 前土地所有者

土地の売主責任として、以下について検討した。

ア 瑕疵担保責任

民法第 570 条において、売買の目的物に買主の気付かない欠陥（隠れた瑕疵）がある場合、売主には瑕疵担保責任が生ずる旨の規定がある。本件廃棄物がこれに該当する場合、売主は瑕疵担保責任を負うことになる。

③ 瑕疵担保責任の該当性

本件廃棄物は、瑕疵担保責任の要件を充足すると判断されたため、本件廃棄物が埋設された土地、すなわち、「隠れた瑕疵」のある土地を売った前土地所有者には瑕疵担保責任が生じると判断し、請求を行ったものである。

3 監査委員の判断

請求人は、地中から発見された廃棄物処理を実施するに当たって、行政代執行の手続きも取っておらず、処理費用を一時的にせよ公金で支出することは違法であると主張している。

廃棄物の行政代執行については、廃棄物処理法により、「一般廃棄物」は市町村長、「産業廃棄物」は都道府県知事が、要件に該当する場合、除去等の措置を講ずることができる」と規定されている。

本件廃棄物は「産業廃棄物」であるため新潟県の所管であり、県知事自ら除去等を行うケースとしては、廃棄物が生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に限られる。本件廃棄物はこの要件に該当しないことから、行政代執行には至らなかった。

また、「産業廃棄物」であるため、市が行政代執行により撤去処分を行う検討はするまでもないと解した。

なお、本件廃棄物の撤去処分については、本来、投棄者に処分責任があることはいうまでもない。しかし、その投棄者を特定できず、市が土地の所有者責任において撤去処分せざるを得ないと判断し、その処理費用を議会議決のうえ、法令等に基づき適正に執行されていることから、違法な公金支出に当たらないと判断した。

第4 結論

以上のとおり、請求人の主張に理由はないと認め、本件措置請求は棄却する。

なお、瑕疵担保責任を追及する場合、それが「隠れた瑕疵」であること、すなわち、瑕疵の存在につき市の善意・無過失が要求されると解す。市は善意であったとは認められるが、無過失であったかどうかは疑問の残るところでもある。

今後、公共事業用地の取得に際しては、土壌汚染や廃棄物の埋設等が予見判断できるような土地利用履歴等の調査を充分行うことが望ましい。